

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（令和5年6月14日公布、同年12月13日施行）に伴い所要の改正及び規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 「管理不全空家等の所有者等への勧告」を、墨田区老朽建物等審議会の意見を聴取する処分等に加える。
- (2) 災害その他非常の場合に保安上著しく危険な状態にある老朽建物等に対して必要な措置を行うことができる「緊急安全措置」の規定を新設する。
- (3) 老朽建物等の除却等の命令を発する前に、当該老朽建物等の所有者等に意見書提出等の機会を設けるほか、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日